

仕様書

1 件名

令和8年度年間単価契約 歯科健診及び耳鼻科健診用器材滅菌・配送・回収業務委託

2 目的

学校保健安全法第13条及び同法施行規則第6条に基づき実施する、岩手県立学校における歯科健診及び耳鼻科健診について、滅菌処理済み健診器材を、指定された日までに健診場所へ配送し、健診終了後は速やかに回収する事により、健康診断を円滑に実施するとともに、健康診断用医療器材による感染症を予防することを目的とする。

3 配送・回収場所

岩手県立中学校、高等学校及び特別支援学校 79校

※ 分校・分教室等含み 101箇所（別紙「令和8年度岩手県立学校歯科・耳鼻科健診器具配送施設一覧表」のとおり）

4 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

5 業務内容

(1) 日程調整

令和8年4月から行われる「定期健康診断」について、委託者があらかじめ集約した「実施予定表」に基づき、学校と日程調整を行うこと。

学校から日程の変更等の希望があった場合は、当該学校又は委託者からの連絡に基づき対応すること。

(2) 滅菌

本業務の目的を確実に遂行し、かつ、学校健診に起因する感染症等を発生させないために、健診器材の滅菌は各器材に適した方法で行い、滅菌パックを行うこと。

(3) 配送・回収（配送と回収で1回の業務とする。）

ア 健診実施日の前日までに、別途指示する学校等に配送すること。

イ 配送に際して、学校等へ器材の納品を確認する書類を作成し提出すること。

ウ 回収について、健診実施後に、各学校が受注者に器材を配送し、滅菌後、全ての業務が終了したら、委託者に器材を返却すること。

ただし、全ての業務が完了後も委託期間内は、特段の事情が無い限り、受注者が器材の保管を行うものとし、移送等については委託者と都度、協議を行うこと。

6 業務の工程

滅菌、配送、回収の工程は、原則として次のとおりとする。工程等の詳細については、必要に応じて別に協議するものとする。

委託者から器材を受領 → 滅菌 → 各学校へ配送 → 各学校から回収
→ 分類 洗浄、乾燥 → 滅菌 → 委託者へ返却

7 健診日程及び数量について

学校から日程の変更等の希望があった場合は、当該学校又は委託者からの連絡に基づき対応すること。

8 使用する健診器材

委託者所有の健診器材を使用することとし、鼻鏡、舌圧子、耳鏡及びその他必要な器材とする。なお、委託者所有の健診器材で不足する場合は、受注者で不足する健診器材を必要数追加し、滅菌済の器材を配送すること。

9 委託者所有の健診器材等について

歯鏡 約 11,500 本
歯科健診器具保管用バット 約 130 個
鼻鏡（和辻式） 約 5,800 本 ※一部マタノ式あり
舌圧子（チェルマック式） 約 5,000 本
舌圧子（板状式） 約 1,200 本
耳鏡（朝顔式） 約 5,800 本
耳鼻科健診器具保管用バット 約 140 個

10 完了報告

受注者は、定期健康診断（令和8年4月から令和9年3月）の全日程が終了した後、業務完了報告書を速やかに岩手県教育委員会事務局保健体育課総括課長あて提出すること。

なお、業務完了報告書には、業務に係る器材の使用個数をそれぞれ明記すること（任意様式での報告可）。

11 支払方法

支払いは、業務完了報告し確認を受けた実施業務毎の数量に、契約単価を乗じて得た金額の円未満の端数を切り捨てた金額を支払うものとする。

12 その他

(1) 学校健診において器材の摩耗等により、使用不可となった器材については、受注者の責任において器材を処分すること。

(2) 本仕様書等に疑義が生じた場合は、委託者及び受注者で協議するものとする。